## 広島県選挙管理委員会告示第三十四号

説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があっ公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演 があった。 た旨、福山市選挙管理委員会、庄原市選挙管理委員会及び東広島市選挙管理委員会から報告

平成二十三年四月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

	名称	地東広島市河内町入野二六五〇番	ターが大きである。
/ 東	名称	地一東広島市豊栄町清武三七五六番	ンター 清武西構造改善セ
杯 ター 東広島市竹仁地域セン	名称	地一一東広島市福富町下竹仁五〇一番	ター 福富基幹集落セン
杯 センター 圧原市小奴可自治振興	名称	一	進センター 庄原市内堀健康増
杯   ンター   上原市田森自治振興セ	名称		落センター
杯	名称	一	落センター
杯	名称	地一福山市駅家町大字倉光五七九番	ミュニティ館福山市駅家倉光コ
項	-	所在地	名称
Ī	変	定 施 設	指